

■ 国外居住親族に係る扶養控除の適用について

平成 27 年 9 月 25 日に国税庁ホームページで国外居住親族に係る扶養控除について以下のリーフレットと Q&A が掲載されました。

国外居住親族に係る扶養控除を適用する場合に必要な「親族関係書類」と「送金関係書類」の詳細は、このリーフレットと Q&A で確認をお願いいたします。

「国外居住親族に係る扶養控除の適用について（リーフレット）」（平成 27 年 9 月）
https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/kokugaifuyou_leaflet.pdf

「国外居住親族に係る扶養控除 Q&A（源泉所得税関係）」（平成 27 年 9 月）
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/kokugaifuyou-QA.pdf>

■ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載について

平成 28 年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」から、国外居住親族に係る「非居住者である親族」欄と「生計を一にする事実」欄が追加されています。

「非居住者である親族」欄は扶養控除等（異動）申告書を提出する際に記載し、「生計を一にする事実」欄は年末調整の際に追記することになっています。

- ① 「非居住者である親族」欄は、「親族関係書類」から控除対象配偶者または控除対象扶養親族が国外居住親族に該当する場合に「○」を記載します。
- ② 「生計を一にする事実」欄は、「送金関係書類」からその年に国外居住親族へ送金等をした金額の合計額を記載します。

「平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭22.1.1以前生)	特定扶養親族 (平6.1.2生～ 平10.1.1生)	住所又は居所	平成28年の見積額		異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった 場合に記載してください。)
					非居住者である親族	生計を一にする事実	
	明・大昭・平 . .					円	
子	明・大昭・平 5 . 8 . 17	同居 老親等		1234 Street . . . USA	○	0	
	明・大昭・平 . .	同居 老親等			○	600,000	

※ 扶養親族が留学する場合は、その留学が継続して1年以上国外に居住することを通常必要とするときは、その扶養親族は国外居住親族に該当することになります。

※ 国外居住親族に係る「親族関係書類」と「送金関係書類」の詳細は、「国外居住親族に係る扶養控除の適用について（リーフレット）」で確認をお願いいたします。